

おおくま

お知らせ版

2011年7月15日

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場企画調整課
所在地：福島県会津若松市追手町2番41号
電話：0242-26-3844（代表）
E-mail:okuma.town@gmail.com
ブログ大熊町
<http://blog-okuma.jugem.jp/>
大熊町公式ホームページ暫定版
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>

住 民 課

住基ネットが稼働しました

7月6日から、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）が稼働しました。

○住基カード

住基カードの発行が可能となりました。カードを作りたい方は、住民課住民係へお問い合わせください。

○広域交付住民票

住基ネット未接続自治体を除く全国の市区町村窓口で、大熊町の住民票が取れるようになりました。この場合の住民票には、本籍・筆頭者・転居などの事項は記載されませんのでご注意ください。また、請求方法や手数料は、市町村により異なりますので、交付を受ける市区町村へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

住民課住民係（内線542）

医療機関での一部負担金免除証明書について

大熊町の国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方は、医療機関などに受診する際の「一部負担金免除証明書」は不要ですので、役場での手続きは必要ありません。（医療機関で保険証の提示をすることで、引き続き一部負担金の免除を受けることができます。）

【ご注意】

- 医療機関を受診する際には、必ず保険証を持参提示し「役場で免除証明書は不要と説明を受けた」とお伝えください
- 今のところ、免除期間は平成24年2月末日（入院時食事療養費については平成23年8月末日）までです。
- 避難先の市町村に転入された方は、転入先の市町村にて免除証明書の申請手続きが必要になります。
- 社会保険などに加入されている方は、役場ではなく加入している社会保険から免除証明書の発行を受けることになりますので、お勤め先事業所の保険担当者、もしくは加入されている社会保険など

へお問い合わせください。（役場では免除証明書は発行できません）

【お問い合わせ先】

住民課国保年金係（内線540・541）

大熊町の国民健康保険から社会保険などに加入された方へ

～社会保険等に加入したら、早めに国保の資格喪失手続きを！～

大熊町の国民健康保険に加入されている方が、社会保険など（本人・扶養）に加入された際には「国民健康保険資格喪失」の手続きが必要となります。

この手続きをおこなわずにいると、社会保険に加入しているにも関わらず、国民健康保険にも加入している状態となり二重に保険料が課税される可能性がありますのでご注意ください。（加入先の社会保険では、国民健康保険資格喪失の届け出はできません）

資格喪失の届け出は下記のとおり役場窓口、もしくは郵送にて行うことができます。

役場窓口で手続きする場合

○持参するもの

- 加入した社会保険などの加入した人全員分保険証（コピーでも可）もしくは、社会保険等資格取得証明書
- 印鑑
- 今まで使用していた国民健康保険の保険証（社会保険などに加入した人全員分）

郵送で手続きする場合

○役場に郵送するもの

- 加入した社会保険などの保険証（加入した人全員分）のコピーもしくは、社会保険等資格取得証明書のコピー
- 白紙の用紙に、①避難先の住所②大熊町の住所③社会保険などに加入した人全員の氏名・生年月日④連絡先（携帯等）を記入したもの
- 今まで使用していた国民健康保険の保険証（社会保険等に加入した人全員分）

【お問い合わせ先】

住民課国保年金係（内線540・541）

原子力災害に伴う国民年金保険料特例免除申請のご案内

原子力災害に伴い平成23年度分（平成23年7月～平成24年6月）の国民年金保険料の免除申請を7月1日より受付しています。希望される方は、大熊町役場（郵送での受付も可能）または、お近くの年金事務所で申請できます。

※平成23年度分（平成23年7月～平成24年6月）の申請は平成23年7月1日から平成24年7月末日まで受付けます。

※平成22年度分の免除申請を希望する場合は、申請期間が平成23年8月1日までですので、お早めにお手続きください。

○今回の原子力災害に伴う国民年金保険料特例免除の内容

申請により国民年金保険料が全額免除されます。全額免除の場合、年金額は全額免除を受けた期間の2分の1が国庫負担されます。

また納付猶予措置として、保険料の全額免除の承認を受けた期間は10年以内であればさかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。

※3年以上遡って保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

住民課国保年金係（内線540・541）

企画調整課

国および県義援金の第2次配分について

国および県に寄せられた義援金を次のとおり配分します。

第1次配分の申請を元に、世帯主宛に口座確認の書類を送付しますのでご確認の上返送してください。

○支給対象者

原則として第1次義援金が支給された方を対象とします。

※大熊町に住民登録の無い方に関しては、単身世帯として支給します。また、他市町村との重複支給を避けるため、住民票の添付が必要となります。

○支給額（1人当たり）

- ・国・県義援金合わせ・・・254,000円
- ・死亡・行方不明者・・・254,000円
- ・災害孤児（震災により、両親が死亡または行方不明となった18歳未満の子ども）・・・1,000,000円
- ・災害遺児（震災により、父または母が死亡または行方不明となった18歳未満の子ども）500,000円

○支給方法

支給は世帯単位に世帯主へ支給します

大熊町へ寄せられた義援金の配分について

全国から大熊町に対し、町民の生活支援のため寄せられた義援金を配分します。

○支給対象者

・支給対象者は、大熊町民（平成23年3月11日に大熊町に住民登録がされている方）です

・支給は、世帯単位とし、世帯主に支給します

・平成23年3月11日以降世帯主が、死亡したときは、同一世帯の方に支給します

※被災者の生活支援を目的としているため、同一世帯員がいない場合の支給はありません

○支給額

町民一人当たり2万円とします

○手続き

・町で支給額を算出し、先にお知らせした見舞金と一緒に世帯主へ通知をします。送金口座の変更がある場合のみ、同封する送金口座変更依頼書を返送してください

○支給方法

支給は世帯単位に世帯主へ支給します

【お問い合わせ先】

企画調整課（内線509・535）

町政懇談会を開催します

大熊町民の方が、数多く避難されている都県へ渡辺町長が出向き、現地で町政懇談会を開催します。

お近くに避難されている町民の皆さんは、ぜひご参加いただき、この機会に、避難の現状や悩み、また、今後の大熊町へのご意見などをお聞かせください。

○開催日時

平成23年7月29日（金） 午後1時30分～3時30分

○会場

新潟県 柏崎エネルギーホール（柏崎市駅前2-2-30）

○その他都県での開催

現在、茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県での開催を予定しています。開催日時など詳細が決まり次第広報やホームページなどでお知らせします。

【お問い合わせ先】 企画調整課（内線509・535）

「大熊町お知らせメール」が始まります

大熊町民の皆さんへの情報伝達を目的としてメールマガジン「大熊町お知らせメール」が始まります。パソコンや携帯電話などの電子メールアドレスをお持ちの方なら、どなたでも情報を受信することができます。

ご登録は「大熊町公式ホームページ暫定版」<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>からとなりますので、ぜひご登録ください。